

## 防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、特別支援学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、掲載したものです。

### 【特別支援学校幼稚部教育要領（抄）】

#### 第1章 総則

第3 幼稚部における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

(1) 健康な心と体

幼稚部における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

第4 教育課程の役割と編成等

6 全体的な計画の作成

各学校においては、教育課程と、学校保健計画、学校安全計画などに関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

第7 幼稚部に係る学校運営上の留意事項

3 学校医等との連絡を密にし、幼児の障害の状態や特性及び発達程度等に応じた保健及び安全に十分留意するものとする。

#### 第2章 ねらい及び内容

健康、人間関係、環境、言葉及び表現

健康、人間関係、環境、言葉及び表現のそれぞれのねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すねらい、内容及び内容の取扱いに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態や特性及び発達程度等に十分配慮するものとする。

### 【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（抄）】

#### 第1章 総則

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間

はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

#### 第6節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等

(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するものとする。

#### 第7節 道徳教育に関する配慮事項

3 小学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

5 中学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

### 第2章 各教科

#### 第1節 小学部

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔生活〕

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(2) 内 容

イ 安全

危ないことや危険な場所等における安全に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 身の回りの安全に気付き、教師と一緒に安全な生活に取り組もうとすること。

(1) 安全に関わる初歩的な知識や技能を身に付けること。

○2段階

(2) 内 容

イ 安全

遊具や器具の使い方、避難訓練等の基本的な安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (7)身近な生活の安全に関心をもち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとすること。  
 (イ)安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。

○3段階

- (2) 内 容  
 イ 安全

- 交通安全や避難訓練等の安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  
 (7)日常生活の安全や防災に関心をもち、安全な生活をするよう心がけること。  
 (イ)安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。

[図画工作]

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。  
 ア 造形活動においては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

[体 育]

2 各段階の目標及び内容

○2段階

- (2) 内 容

A 体づくり運動

- ウ 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に楽しく、基本的な体づくり運動をしようとする。

- ※「B 器械・器具を使つての運動」、「C 走・跳の運動」、「D 水の中での運動」、「E ボールを使った運動やゲーム」、「F 表現運動」各段階同領域においても同様に記載

G 保健

- 健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  
 ア 教師の支援を受けながら、健康な生活に必要な事柄をすること。  
 イ 健康な生活に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。

○3段階

- (2) 内 容

A 体づくり運動

- ウ きまりを守り、自分から友達と仲よく楽しく基本的な体づくり運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとする。

- ※「B 器械・器具を使つての運動」、「C 走・跳の運動」、「D 水の中での運動」、「E ボールを使った運動やゲーム」、「F 表現運動」各段階同領域においても同様に記載

G 保健

- 健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  
 ア 健康や身体の変化について知り、健康な生活に必要な事柄に関する基本的な知識や技能を身に付けること。

- イ 健康な生活に必要な事柄について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

第2節 中学部

[社 会]

2 各段階の目標及び内容

○1段階

- (2) 内 容

ウ 地域の安全

- (7)地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 地域の安全を守るため、関係機関が地域の人々と協力していることが分かること。

- ④ 地域における災害や事故に対する施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、そこに関わる人々の働きを考え、表現すること。

○2段階

- (2) 内 容

ウ 地域の安全

- (7)地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 地域の関係機関や人々は、過去に発生した地域の自然災害や事故に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。

- ④ 過去に発生した地域の自然災害や事故、関係機関の協力などに着目して、危険から人々を守る活動と働きを考え、表現すること。

[理 科]

2 各段階の目標及び内容

○2段階

- (2) 内 容

B 地球・自然

ア 雨水の行方と地面の様子

- (7)次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

- ⑦ 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。

- ④ 水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違いがあること。

- (イ)雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

イ 天気の変化

- (7)次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

- ⑦ 天気によって1日の気温の変化の仕方に違いがあること。

- ④ 水は、水面や地面などから蒸発し、水蒸気になって空気中に含まれていくこと。

- (イ) 天気の様子や水の状態変化と気温や水の行方との関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

〔美術〕

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。  
 ア 「A表現」の指導に当たっては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに、活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

〔保健体育〕

2 各段階の目標及び内容

○1段階

A 体づくり運動

- ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に進んで取り組み、きまりを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

※ 「B 器械運動」、「C 陸上運動」、「D 水泳運動」、「E 球技」、「F 武道」、「G ダンス」各段階同領域においても同様に記載。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な知識及び技能を身に付けること。

- イ 自分の健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

○2段階

A 体づくり運動

- ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組み、きまりを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けること。

- イ 自分やグループの健康・安全についての課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

〔職業・家庭〕

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(2) 内容

職業分野

A 職業生活

イ 職業

- (イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。  
 ① 作業に当たり安全や衛生について気付き、工夫すること。

○2段階

(2) 内容

職業分野

A 職業生活

イ 職業

- (イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

- ① 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考えて、工夫すること。

家庭分野

B 衣食住の生活

オ 快適で安全な住まい方

住まいの整理・整頓や清掃などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 快適な住まい方や、安全について理解し、実践すること。

- (イ) 季節の変化に合わせた快適な住まい方に気付き、工夫すること。

## 第5章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

## 第6章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流

及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。

- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

## 【特別支援学校高等部学習指導要領（抄）】

### 第1章 総則

#### 第2節 教育課程の編成

##### 第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動。）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

##### 第6款 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等  
 (2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

##### 第7款 道徳教育に関する配慮事項

- 3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実す

ること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

## 第2章 各教科

### 第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

#### 第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容

〔社 会〕

○1段階

(2) 内 容

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

- (7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害が国土と国民生活に影響を及ぼすことを理解すること。  
 ⑧ 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。

○2段階

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

- (7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ⑦ 自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。  
 ⑧ 国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考え、表現すること。

#### 3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (オ) ウについては、我が国の豊かな自然環境が国民生活に多くの恩恵を与えている一方で、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの自然災害と、大気汚染、水質汚濁などの公害を取り上げ、自然災害や生活環境に関心を持ち、日常生活の中で必要な注意事項を考えることにより、環境保全のためには国民一人一人の協力が必要であることに気付くようにすること。

〔理 科〕

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(2) 内 容

B 地球・自然

ア 流れる水の動きと土地の変化

- 流れる水の動きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

- ㉗ 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。

イ 天気の変化

- (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

- ㉘ 天気の変化は、雲の量や動きと関係があること。
- ㉙ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。

(3) 内容の取扱い

- ウ (2)の「B地球・自然」のアの「流れる水の働きと土地の変化」の(7)の㉘については、自然災害についても触れること。

- エ (2)の「B地球・自然」のイの「天気の変化」の(7)の㉙については、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。

○2段階

ア 土地のつくりと変化

- (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

- ㉚ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

(3) 内容の取扱い

- ウ (2)の「B地球・自然」のアの「土地のつくりと変化」については、次のとおり取り扱うものとする。

- (イ) (7)の㉚については、自然災害についても触れること。

〔保健体育〕

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(2) 内容

I 保健

- 健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等を理解するとともに、健康で安全な個人生活を営むための技能を身に付けること。

- イ 健康・安全に関わる自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

○2段階

I 保健

- 健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等の理解を深めるとともに、健康で安全な個人生活及び社会生活を営むための目的に応じた技能を身に付けること。

- イ 健康・安全に関わる自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

〔家庭〕

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(2) 内容

B 衣食住の生活

- オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

- 住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (イ) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え、表現すること。

○2段階

B 衣食住の生活

- オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

- (イ) 家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。

## 第4章 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、中学部又は中学校までの学習を踏まえ、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

## 第5章 特別活動

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。